

# みのかも

No. 125

平成18年5月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL(0574)25-2111

## 市議会だより



祝 太田宿 中山道会館 オープン



4月15日に開館した太田宿中山道会館

主

■ 平成18年第1回定例会の審議結果…………… 2 P

な

■ 委員会審査の概要…………… 3 P

内

■ 市政一般に対する質問と答弁…………… 4 ~ 19 P

容

■ 議会日誌…………… 19 P

■ 可決された意見書…………… 20 P

平成18年  
第1回  
定例会

市議会第1回定例会は、3月6日に開会し、3月24日までの会期19日間で開催されました。

6日には、35議案を上げし、予算案件1件、人事案件1件、意見書1件については、提案説明、質疑、採決、その他の議案については提案説明までを行いました。

14日、15日には、13名の議員が一般質問を行いました。

16日には、残り32議案に対する質疑を行い、議第30号土地の取得については採決、残りの31議案については委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、17日に産業建設常任委員会、議会運営委員会、20日に民生福祉常任委員会、22日に総務・文教常任委員会、議会運営委員会が開催されました。

24日には、各議案及び、平成17年第4回定例会から継続審査となっていた「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の設置について」に対する委員長報告、討論、質疑、採決と追加3議案（人事案件1件、意見書2件）に対する提案説明、質疑、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

● 条例・補正予算

議案名	主な内容	審議結果
専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第3号）	574万4千円の増額、予算総額は23億2,555万3千円	原案承認
平成17年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号）	3,206万6千円の増額、予算総額は171億3,305万6千円	原案可決
平成17年度美濃加茂市一般会計補正予算（第10号）	1億9,755万9千円の増額、予算総額は173億3,061万5千円	
平成17年度美濃加茂市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	2,736万1千円の増額、予算総額は29億4,357万9千円	
平成17年度美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）	207万4千円の増額、予算総額は3億3,847万6千円	
美濃加茂市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	美濃加茂市と加茂郡7町村において共同設置する介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の委員の報酬額等を定めるための改正	
美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	平成17年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与構造改革を受け、市職員の給与制度の見直しのための改正	
美濃加茂市特別会計条例の一部を改正する条例について	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の建設事業の終了に伴い、両事業会計を下水道事業会計への統合並びに共同設置する介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の会計を特別会計として新設するための改正	
美濃加茂市中山道会館建設基金条例を廃止する条例について	太田宿中山道会館の完成に伴い、基金の設置目的が達成されたことによる条例の廃止	
美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	医療費の自己負担分の助成対象年齢を、満6歳から満12歳に達する年度末まで引き上げるための改正	
美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	地方税法の改正に伴い、引用条項の繰上げに伴う条文整理のための改正	
美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	保険料区分の見直しによる細分化及び税制改正に伴う激変緩和措置等についての改正	

● 予算

平成18年度美濃加茂市一般会計予算	各会計の平成18年度の予算を定めるもの（各会計の予算額については別掲）	原案可決
平成18年度美濃加茂市国民健康保険会計予算		
平成18年度美濃加茂市介護保険会計予算		
平成18年度美濃加茂市老人保健会計予算		
平成18年度美濃加茂市下水道会計予算		
平成18年度美濃加茂市東海環状自動車道工事残土処分事業会計予算		
平成18年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算		
平成18年度美濃加茂市水道事業会計予算		

● その他

専決処分の承認を求めることについて 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について	美濃加茂市収入役事務兼掌条例の施行に伴い、管理者である市町村に収入役が置かれない場合にも対応できるよう規約を改正	原案承認
専決処分の承認を求めることについて 可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約について		原案可決
ほ場整備（信友地区）工事の請負契約の変更について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき締結した契約内容の変更に伴う変更契約の締結	
指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定により、みのかも健康の森の指定管理者の指定についての議決を求めるもの	
指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定により、太田宿中山道会館の指定管理者の指定についての議決を求めるもの	
指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定により、ふれあいサロン福寿草の指定管理者の指定についての議決を求めるもの	
指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定により、すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンターの指定管理者の指定についての議決を求めるもの	
指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定により、みのかも西デイサービスセンターあじさいの指定管理者の指定についての議決を求めるもの	
美濃加茂市・加茂郡7町村介護認定審査会の共同設置について	地方自治法第252条の7第1項の規定により、美濃加茂市と加茂郡7町村において介護認定審査会を共同設置するもの	
美濃加茂市・加茂郡7町村障がい者自立支援認定審査会の共同設置について	地方自治法第252条の7第1項の規定により、美濃加茂市と加茂郡7町村において障がい者自立支援認定審査会を共同設置するもの	
岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について	構成地方公共団体の廃置分合に伴う改正 (平成18年1月1日に柳津町が岐阜市に編入による減) (同年1月23日に笠原町が多治見市に編入による団体数の減及びそれに伴う組合議員定数の減) (同年3月27日に上石津町、墨俣町が大垣市に編入による減)	
可茂広域行政事務組合における介護認定審査会に関する事務解消に伴う財産処分について	共同処理する介護認定審査会事務の解消に伴う財産処分に関し、構成団体において協議を行うもの	
土地の取得について	(仮称)市民交流センター(旧シュロス)用地の美濃加茂市土地開発公社からの取得	
美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	任期満了に伴う、後任委員の選任同意を求めるもの	原案同意
美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	渡辺俊幸氏の辞職に伴う後任委員の任命同意	原案否決
美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の設置について※	市町村の合併の特例等に関する法律第4条第5項の規定により、合併協議会の設置について議決を求めるもの	

※平成17年 第4回定例会からの継続審査

● 議員提出議案

フェロシルトの早期撤去に関する意見書について	別掲（20ページ）	原案可決
道路特定財源制度の堅持に関する意見書について		
「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について		

# 委員会審査の概要

## 平成18年度 一般会計予算

総務文教常任委員会

**問** 法人市民税均等割の増額及び法人税割の減額理由は。  
**答** 均等割の増額は、中部台地等の中堅企業やその他中小事業所の増加によるものであり、法人税割は、一部大手企業の業績が未だ回復傾向にな

いたためである。  
**問** 公共施設へのケーブルテレビの接続と平成18年度以降の整備計画は。  
**答** 平成18年度は、開局予定エリア内の太田、古井地区、7カ所の公共施設への接続を予定している。また、全体の整備計画は3カ年であるが、今後は、加入率の状況を勘案して推進されると聞いている。

会計名	予算額	
一般会計	173億0,000万円	
特別会計	国民健康保険会計	40億8,423万円
	介護保険会計	22億8,286万円
	老人保健会計	36億8,284万円
	下水道事業会計	32億4,015万円
	東海環状自動車道工事 残土処分事業会計	2億8,500万円
	介護認定・障がい者自立 支援認定審査会会計	4,487万円
	計	136億1,995万円
水道事業会計	27億5,672万円	
合計	336億7,667万円	

## 平成18年度 水道会計予算

産業建設常任委員会

**問** 配水設備拡張事業の概要は。  
**答** 配水管布設に1億3,400万円、森山浄水場建設工事に8億54万円、佐口配水池第2期工事に3億2,828万円、中部台地の連絡管工事等で5,700万円を予定している。



森山浄水場完成予想図

## 福祉医療費助成に関する 条例の一部改正

民生福祉常任委員会

**問** 今回新たに小学1年生から6年生までの児童が医療費助成の対象となるが、対象者は何名増加するのか。また、その中に外国人の児童は何名含まれ、財源はどれくらい増加する見込か。  
**答** 小学校就学前の乳幼児数は平成18年1月現在で3,565名であるが、今回新たに対象となる児童は、3,300名を見込んでおり、そのうち外国人の児童数は270名である。また、新たに対象となる小学生的の医療費として約6,500万円を見込んでいる。

**問** 今後増加が予想される特別養護老人ホーム待機者への対応は。  
**答** 待機者数は平成17年10月1日現在で108名であり、18年度に慈恵会で建設される高齢者福祉施設の50床分と在宅サービスの充実により待機者の減少に努める。市の第3期介護保険事業計画においても短期ショートステイ等の在宅サービスに力を入れる内容

## 合併協議会の設置

議会運営委員会

議第111号 美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の設置について  
(委員長報告より)

審査の過程においては、まず、平成16年11月28日に実施した「美濃加茂市と加茂郡7町村との合併を問う市民意向調査」の結果を尊重し、同年12月には合併協議会廃止の議決、昨年3月議会には「美濃加茂市と加茂郡7カ町村との法定協議会の再編を求める請願書」不採択の議決を行ったことを確認しました。

そのうえで、公職選挙法に準ずる形で実施された、市民意向調査の結果を尊重し、本議案を否決することが民主主義を守ることでありとする意見。

また、市民意向調査の結果を尊重すべきであるが、今後、併の研究をすることが必要であるとの意見が出され、本案については、全会一致で否決すべきものと決しました。

**問** 健康で豊かな学校給食支援事業を拡大していく考えは。  
**答** 現在、ぎふクリン認定の作物等を導入する場合の上乗せ経費に対して、学校給食会へ県、市、農協中央会が3分の1ずつ助成を行っているが、平成18年度からは、市内産の農産物の導入に対しても助成できるように拡大されることになる。

# 市政一般に対する質問と答弁

## 要旨

### 市長の政治姿勢

**問** 市長として市を統括及び代表する職務を執行しての所感は。

**答** 市長就任以来、行政全般について勉強中の身で、毎日があわただしく過ぎていくという感じが、いつわらざる思いである。

このような中で、週一度は部長会議を開催、報告を受け意見を交換をし、全庁的な意思統一を図っている。

また今回、初めての予算編成に当たり、市民には住みやすいまち、市外の人からは住んでみたいまちと言われるような「人になやましいまちづくり」に向け、市政推進に当たりたいと決意を新たにしている。

具体的には、ハード面だけではなくソフト面にも力を注ぐ考えであり、平成18年度には、第4次総合計画の見直しを含めた政策総点検を実施し、その中で私

の考えを職員に伝え、先頭に立ち点検し、ムダ、ムリ、ムラのないスリムで効率的な行政を推進していきたいと考えている。

**問** 平成17年度(市長就任後)の市政に対する思いは。

**答** 28年ぶりの市長選挙において、当選させていただき、責任の重大さに身の引き締まる思いであったが、私自身は、市長として、毎日が初めての経験ばかりで、あつという間に過ぎ去った年である。

改めて、人間一人、市長ひとりではなにもできない、ということを実感したが、それは、市民の方々、市議会議員、市職員のご指導、ご協力があつて、市政の運営ができるのだということとを痛感した年でもある。

**問** 平成18年度の市政に対する思いは。

**答** 高齢者の増加により、医療・介護サービス需要は増大し、また教育・子育てに対する公的支援の充実が急務という現実、小さな行政と大きな行政

という論争を超えて、大きな課題を抱えているが、低負担高満足を実現できる美濃加茂市を、いかにつくっていくかということについて、思いをいたしている。

**問** 市長と語る会を開催する考えは。

**答** 市長就任以来、職員とのランチタイムミーティングと、各種団体との意見交換会に出席させていただいた。

ランチタイムミーティングや各種団体との意見交換会での意見は全職員が情報を共有でき、即対応できるもの、すべきものはするように指示している。

今後、これら外部団体との意見交換会は続けていくつもりであり、「市民と語りあえる場」についても、計画していきたいと考えている。

**問** 美濃加茂市が持続・発展していくための長期的な財政展望は。

**答** 市政の根幹となる市税収入の安定した確保が、これからのまちづくりには最も重要であると考えているが、それには、

人口増加策と工場誘致であると考えている。

具体的には、中部台地への人口導入を積極的に推進するとともに、子育て支援などを充実して定住人口の増加に努め、また、東海環状自動車道や国道21号、41号、248号などの恵まれた交通インフラをアピールして、さらなる工場誘致を目指し、本年度から新たな工場用地の確保に向けての調査に着手する。



工場誘致が進む中部台地

**問** 基幹的大型事業等のハード面だけでなくソフト面の充実を図る考えは。

**答** 本年度予算編成に当たっては、特に、少子化対策の一環としての子育て支援(乳幼児等医療費助成拡大)、次代を担う子どもの個性と可能性をのばす教育(中学校に少人数指導講師4名の配置)、市民の健康づく

りと疾病予防対策(基本検査項目の追加)等の充実に配慮させていただいたが、今後も市民の方々が健康で安心して快適な暮らしが出来る美濃加茂に向け、最大限努力をしていく。

**問** 人口減少社会に対する所見は。

**答** 昨年実施された第18回目の国勢調査では、国の人口(速報値)は、前回調査と比べてわずかの増にとどまり、岐阜県においては、大正9年にこの調査を始めて以来、初めて人口が減少に転じている。

また、美濃加茂市の人口は、順調に増加していますが、平成22年をピークに減少に転じると予想がされており、これからの市政、まちづくりの推進に当たっては、少子化政策が極めて重要であると認識をしている。

本市においても、少子化対策については、「人になやましいまちづくり」を基本として、誰もが子どもを生み育てることに夢が持てる社会が実現できるように、最善の努力をしていきたいと考えている。

**問** 商工会議所や建設業協会等の経済団体への対応についての所見は。

**答** 美濃加茂商工会議所は、

「商工業の発展に寄与することを目的とする。」と規定しており、法人格を有する団体として、目的に沿って努力されていると認識している。

また、美濃加茂市建設業協会は、「緊急災害時の災害復旧に従事し、社会基盤の充実に貢献することを目的とする。」と規定しており、協会という立場で努力されていると認識している。

それぞれの団体が、その目的にもとづいて、それぞれの立場で活動され、今後も市の発展のため、地域住民のためにご尽力を賜りたいと考えている。

## 新年度予算

**問** 予算編成にあたっての基本理念は。

**答** 「人にやさしいまちづくり」に向けて、市政の推進に努力していく考えを基本に、歳入面では、市税収入と三位一体改革に伴う地方交付税財源等に留意し、歳出面では、経常的経費の抑制により健全財政の堅持に努める中で、都市としての基幹となる継続的な補助事業、第4次総合計画に基づく事業及び高齢

者対策と子育て支援等の福祉教育、防災など当面する課題に向けての事業の推進に配慮した。

特に、子育て支援事業の充実と環境整備を目指し、乳幼児等医療費助成を就学前までの入院・外来から小学校6年生卒業までに拡充をした。



**問** 三位一体改革の影響は。

**答** 今回の改革では、補助負担金の削減と税源移譲は一定の方向が付けられ、第1段階と受け止めているが、引き続き平成19年度以降についても、さらなる改革に期待をするものである。

なお、平成18年度予算では、約2億6,700万円の国庫補助負担金が削減され、所得譲与税で約4億円が譲与される見込みである。

今後の財政運営については、地方分権や三位一体の改革など

により、今までの国への依存体質から脱却し、創意工夫により効率的な財政運営の実現に向けていかなければならないと考えており、「入るを量りて出ずるを為す」を基本とし、健全財政の堅持に努めるとともに、今後一層の行財政改革に努める。

**問** 政府税制改革に伴う、市税収入への影響は。

**答** 老年者控除の廃止、公的年金等控除額及び定率減税の縮減等により個人市民税については、前年度対比で1億9千万円の増加見通しであるが、法人市民税についてはここ3カ年の減少傾向を踏まえ8,700万円の減収を見込んでいる。

その後、個人市民税については、三位一体改革に伴う、所得税から市民税への税源移譲や定率減税の廃止により増加が見込まれ、法人市民税についても、全国的な景気回復傾向や、市内企業の増産体制もあり、増収が見込めると推測している。

## 財政問題

**問** 平成17年度の税収見込みは、予算額72億円と比較する

と、法人市民税においては、やや減収となっているものの、個人市民税と固定資産税でそれぞれ1億円以上の伸びがあり、全体として74億8千万円ほどを見込んでいる。

**問** 人口の将来予測と財政見通しは。

**答** 昨年の国勢調査で本市の人口は5万2,133人で、増加しているが、厚生労働省人口問題研究所によると、次回の平成22年調査ではまだ増加するが、その次の平成27年から減少に転じるという推計結果となっている。

財政見通しは、市財政の根幹となる市税収入の安定した確保が最も重要であるが、昨年決定した三位一体改革について制度の抜本改革は先送りされ、先行き極めて不透明な状況にある。

本市においても義務的経費や公債費、特別会計等への繰出金は今後増加要因として考えられることから、有効な財源の確保に努めつつ、単独の経常的経費や投資的経費のさらなる削減が必要と予測をしている。

**問** 地方債の現状は。

**答** 地方債の借入れについては、特に交付税算入率の高い有利な地方債の借入れに心が

けているところである。平成17年度末の起債残高については、起債充当事業の事業費に現在未確定な部分があるが、19.5億1,100万円程度となる見通しである。

**問** 起債の返済計画と今後の考

**答** 政府資金と公営公庫資金は、資金を充当する事業により返済期間等の条件が定められ、また、繰上げ償還をする場合には一定の違約金が必要となる。反面民間資金(通称縁故資金)は、現在、金利面で有利なことから、これまでに民間資金の高金利の借入金の一部については繰り上げ償還も行ってきたが、財政事情も厳しいことから、当面通常の返済で対応していきたいと考えている。

また、今後は、西畑正理線、神明森山線、今後予定されている学校給食センター事業等の大型事業には起債の借入れが必要となるため、プライマリーバランスの黒字化を常に意識し、借入れの抑制に努めて行きたいと考えている。

なお、地方債の現状と返済計画の公表は、市民にわかりやすい内容で公表できるよう、今後研究していく。

**問** 公債費比率の今後の見通しは。

**答** 現段階の推計では、平成24年度に約21億5千万円とピークとなるが、経常一般財源や元利償還金に充てることのできる特定財源の大幅な伸びは期待できないことから、公債費比率のある程度の上昇は避けられないと考えている。

**問** 県下各市の財政の現状と見通しは。

**答** 財政指標のうち財政力指数の単年度指数でみると、平成16、17年度の比較では21市中15市がプラスとなっており、マイナスとなったのが美濃加茂市を初め、瑞浪市、羽島市、本巣市、郡上市、下呂市の6市である。

また、経常収支比率の平成16年度実績では、70%代が2市、80%代が15市、90%を超えたのは羽島市、恵那市、土岐市の3市となっている。公債費比率では、15%以下は8市、15%以下20%以下では9市、20%を超えた市が高山市、恵那市、郡上市の3市となっている。

各市の将来見通しについては、各市とも経常収支比率及び公債費比率ともに、上昇傾向にあると考えている。

**問** 加茂郡の状況は。

**答** 財政力指数の平成17年度の単年度指数によると、坂祝町が0・548、前年度比較で0・085ポイントの減、富加町が0・474で0・011ポイントの減、川辺町が0・539で0・003ポイントの増、七宗町が0・422で0・008ポイントの減、八百津町が0・45で0・011ポイントの増、白川町が0・319で0・006ポイントの減、東白川村が0・176で0・003ポイントの減となっている。

また、経常収支比率の平成16年度数値は、坂祝町が84・3%、富加町、川辺町が76%、七宗町が88%、八百津町が90・2%、白川町が89・7%、東白川村が104・7%となっている。

公債費比率では、坂祝町11・6%、富加町6%、川辺町4・2%、七宗町15・1%、八百津町18・6%、白川町17・2%、東白川村16・4%となっている。

公債費比率の高い町村については、経常収支比率も連動した形で高い数値となっており、あらわれているため、財政構造の弾力性が低下しつつあると考えられる。

## 行政改革

**問** 今後の取り組みは。

**答** 本市は、平成15年に第3次行政改革大綱を策定し、平成19年度までの5カ年計画を現在執行中であり、指定管理者制度を始めとした民間委託、組織の再編成や定員管理計画、事務事業の見直しなど63件の事業計画を進捗管理している。

現在、政府からの「集中改革プラン」策定と公表の義務付けの発表をもとに、集中改革プランを策定しているが、基本的には第3次行革大綱の内容に沿ったものであり、来年度は、政策点検として、主要な事務事業について見直しをする計画である。

この政策点検事業では、市民の個々の政策に対する満足度・重要度を把握する、アンケートを初め、いろいろな方法で市民ニーズを把握し、市民参画の中で政策の点検をしていくつもりである。

**問** 道州制に対する所見は。

**答** 産業振興や交通、環境問題など、県域を越えた課題が増大し、三位一体改革など、地方

分権が進んでいる中で、自らの判断と責任において施策を決定し、実行できる新しい仕組みとして、道州制もひとつの方法論だと考えている。

日本という国のあり方そのものを考えていく大きな問題であり、国と地方の役割分担を根本的に変えるなど再構築し、国から地方に大幅な権限委譲がなされなければならないと考えている。道州制の区割も含め、広く国民を巻き込んだ議論が必要であり、今後も研究していかねればならない課題であると認識している。



**問** 地方分権に対する所見と今後の対応は。

**答** 平成12年4月から施行された、地方分権一括法による改革は、国の地方自治体に対する

縛りを弱めて、地方自治体が自主的な判断を行いやすくしようとする趣旨から実施されたもので、国・県からの権限が市町村に対して委譲され、現在、岐阜県から市町村に対して多くの権限委譲の照会が来ている。

事務負担や職員の増加というマイナス面もあるが、市民と密接に関係している業務を中心に引き受け、地方自治体の独自性を高め、市民サービスの向上に務める。

**問** 職員の意識改革は。

**答** 高度情報化社会という大きな環境の変化の中で、3月に更新したホームページでは、全庁的に業務の全てをカバーする全庁Q&Aを開設し、市民ニーズに対応したものとした。

また、本市の場合、基幹システムの導入にも積極的であり、GIS(地理情報システム)、イントラによる庁内LAN、電子決裁、クライアントサーバー型の住民情報システムなど、業務の効率的執行のため、県下に先駆けて各種のシステムの導入をしてきた。

今後とも、高度情報化社会に適した事務庶務の迅速化、情報の積極的提供などに努力するとともに、これにふさわしい職員

の意識の向上を推進していく。  
**問** 指定管理者制度の導入の考え方は。

**答** 経営的視点での行政運営は、「行政が行う事務事業を見直し、民間がより効率的にできることは民間に任せる」としている。

指定管理者制度の課題としては、利用料金、指定管理料の設定や施設の自主事業の考え方、行政処分など業務の範囲の設定の仕方がありますが、今後、この課題を順次精査しながら、福祉、体育、文化教育施設などについても検討をして参りたい。

また、高山市が行う水道事業の指定管理者の導入については、合併により多数の簡易水道の管理義務が発生したための措置と聞いているが、本市においては、水道事業は市民の命を預かる大切な事業であり、今後、十分な検討が必要と考えている。

**問** 事務事業の民間委託の考えは。

**答** 昨年出された政府の指針では、すべての公の施設について、指定管理者制度を導入するか、そうでない場合は、その理由を公表せよとなっているが、逐次市民サービスの低下につな

がらない範囲において計画的に、公の施設に指定管理者制度を導入して、民間委託していく予定である。

また、その他の事務事業についても、平成18度計画している政策点検の中で、「スリムな美濃加茂」を目指して、事務事業の見直しをしていく。



指定管理者の指定をされた、みのかも健康の森

## 市町村合併

**問** 市民意向調査の結果を尊重し、議論を深めようとする真意は。

**答** 平成16年11月に行われた市民意向調査の結果は尊重すべきものと考え、決して否定する

ものではないが、先人たちのためまぬ努力により、市政50周年を迎えたふると美濃加茂市を、さらに住みよいまちとして未来に引き継ぐため、本市の将来について、合併も含め、議論を深めることは大切なことと考えている。

**問** 意向調査で「市民が出した総意を尊重する」と明言し、合併をめぐる混乱に終止符を打つべきではないか。

**答** 美濃加茂市が、持続して発展していくためには、合併を含め、市の重要な事柄については、議会を初め「市民と共に議論を深めていく」姿勢が必要であると考えている。

**問** 法定協議会の再編を求める請願書が不採択になったことへの所感は。

**答** 平成17年3月3日付で提出された請願書は、美濃加茂商工会議所外、13団体が請願人となっており、平成16年11月に行われた市民意向調査の結果を尊重する立場から、不採択に至ったと聞いており、それらの理由からの判断であると理解している。

**問** 市長選出馬表明時には「1市7町村の合併を第一」としたが、その後「議論を深める」と変更した理由は。

**答** 合併の是非や枠組み、その効果などを、率直な立場で市民と議論を深めたいというのが私の考えであり、合併ありきではなく、また、初めから合併反対という立場でもなく、合併そのものの是非の議論をすることも大事であり、当然そこでは枠組みの課題もある。

合併の議論をするのであれば、1市7町村のケースも選択のひとつと考えている。

**問** 合併議論を今までの様に深められたか、また、今後の方策は。

**答** 市長就任以来、半年たち、まだ十分に合併議論を深めておりませんが、いろいろな機会に合併に対する意見をお聞きしている状況である。

現在、議論を深めるため、県内で合併した市から資料を収集・整理しているところであり、今後、市民と議論を深めていきたいと考えている。

**問** 今後、合併議論を進めるに当たり、市民合意の得られそうな近隣町村との研究会を設置することへの所感は。

**答** 市民と本格的な議論を深める中で、一定の結論を得られれば、次の段階として、そのような研究会の設置もありえます

が、まずは、市民の中に入って、議論を深めることが最初と考えている。

## 男女共同参画

**問** 平成18年度の事業予定と目標は。

**答** これまで基本計画にもとづき、あらゆる社会で市民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、いきいきと生活できるまちづくりを参画することを基本とした事業を実施してきたが、平成18年度も主な事業として、人材育成講座の開催とともに平成16年度にも行った女性議会の開催を予定している。

また、少子化の進行の背景には、社会構造を含めてさまざまな要因が考えられ、現在、市においても次世代育成支援行動計画を作成し、「安心して子育てしやすいまち」を基本理念に掲げているが、事業の推進にあたっては、財政的な支援のみならず、男女を含めた働き方への意識改革の取り組みなど、男女共同参画で推進する基本的な視点が重要であると考えている。

**問** 男女共同参画の進捗状況は。

**答** 女性の参画率は、平成15年3月策定「みのかも男女共同参画基本計画」において、各種審議会等への女性登用の目標として4割を下回らないようにすることを掲げているが、現在、各種審議会への参画率が5・6%、管理職総数に占める女性登用の割合は2・4%などと、目標値と比較して低い状態にある。

また、昨年の12月には、男女共同参画懇話会から平成16年度の進捗状況に関する提言書も提出されたため、今後も事業推進に関して、こうした提言の内容を十分に考慮しながら、基本計画に掲げる施策を効果的に推進していきたいと考えている。

**問** 老若男女共同参画の考え方は。

**答** 男女共同参画事業は、男性、女性という視点からのとらえ方だけではなく、その基本として、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を發揮することを掲げている。高齢者、若年者、そして外国人等も含めたすべての人たちが、自らの意思と責任をもってまちづくりに参加できる環境づくりを整えていかなければならないと考えている。

## パブリックコメント

(※注)

**問** 手続きに関する要綱を作成する考えは。

**答** 手続きに関する要綱に関しては、3月15日号の「広報みのかも」において、お知らせ等を行い、4月14日までの1カ月という期間を限定し、パブリックコメントの周知とともに、この手続きに関する要綱(案)もお示しする。

ここでいただいた市民からのご意見等も踏まえ、要綱(案)の見直し作業を行い、5月をめどに要綱の制定に向け事務的に準備を進めていく予定である。

(※注)市の基本的な政策を決定する前に、案を公表し、市民の意見を政策に反映する市民意見公募。



**問** パブリックコメント手続きと「仮称」市民交流センターとの関わりは。

**答** パブリックコメント手続きは原則として、市の基本的な政策等について、情報を共有化する中で、市民参画を促進する目的をもっているものであり、このセンター構想についても対象として、市民の方々にとって有益な施設としてご利用いただけるよう検討していきたいと考えている。

なお、センターの内容については、これまでの内容を基本としつつ、さらなる議論を深めていきたいと考えている。

**問** 市民主体の会議としていく考えは。

**答** 市としてはこのパブリックコメント手続きを制度化することによって、政策等に関して市民の皆さんの全ての意見を集約できるものとは考えていないが、政策等への市民参画の促進を図るための一つの仕組みとして、今回制度化させていただいたものであることをご理解いただきたい。

これまでも市では「素案等の事前公表等」も行ってはきたが、今回の提案は、市の基本的な政策等の情報を公開し、市民として意見提案できる機会の確保など、政策等への市民参画を促進するためにこの手続きとして制度化するものであり、より開かれた市政の実現を目指していきたいと考えている。

**問** 人事院勧告に従って、人事考課、昇給制度を実施する必要性、合理性は。

**答** 人事院勧告によれば、近年、民間は、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分する賃金制度が浸透してきており、公務員においても、厳しい財政事情のもと、民間と同様に、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を充分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠としている。

## 給与と条例

本市としても、この時代に沿った制度を取り入れ、職員の能力や勤務実績にもとづく人事管理の土台とし、客観的で公正性と透明性が高く、実効性ある人事評価制度の整備が必要と考えるが、職員の理解・納得を得ることは当然であり、十分協議を行ったうえで制度を設計していくことになる。

**問** 人事考課の五段階評価についての各段階の分布は。

**答** 初任層(主事、主任、主査)については、昇給が8号給以上の極めて良好(A)は、その層の職員数の5%以内となり、6号給昇給の特に良好(B)と合わせて20%以内となる。

中間層(係長、課長補佐)は、Aが5%でBが20%、管理職層(部課長)は、Aが10%でBが30%となり、職務が上がるほど、査定昇給対象の職員割合が増える。

また、4号給昇給(基準)、2号昇給、昇給なしについては、分布率は設定していないが、該当事由に関する判断基準を別に定めることになる。

**問** 管理職層の昇給の基準が3号給に抑えられる理由は何か。

**答** 管理職層については、職務・職責が明らかかな上位層としての職務給であるということと徹底するため、年功的な昇給要因を抑制し、その他の職員層よりも基準の昇給号給数を1号給抑制している。

なお、標準を超える成績を挙げた者については、それをより給与に反映するため、良好以上の人員分布率を、他の職員層よりも差がつく設定としている。



**問** 勤勉手当の五段階評価との関連と影響額はどうか。

**答** 勤勉手当は、給料の五段階評価とは異なり、特定幹部職員（部課長）とそれ以外の職員とでは成績率が違うが、成績区分が、特に優秀、優秀、良好（標準）、良好未満、の4段階に分かれる。

特定幹部職員については、特に優秀が人員分布率3%以上5%程度まで、優秀が分布率25%以上30%程度まで、良好、良好未満の分布率は設定されていない。

特定幹部職員以外の職員については、特に優秀が分布率5%以上10%程度まで、優秀は分布率25%以上30%程度まで、良好、良好未満の分布率は設定されていないが、予算の範囲内で適用することになり、優秀と良好未満ではかなりの差が生ずる。

**問** 人事考課について予算化されている500万円の用途は何か。

**答** 内容は人事評価システムの構築と導入に関する経費である。人事評価システム構築については、人事異動や職員配置、昇任昇格を検討する際に活用できる人事評価や目標管理の資料を整えることができるシステムで

あり、勤務実績の給与への反映ができるシステムを構築していきたいと考えている。

また、人事評価システムの導入については、新人事評価制度を効果的に運用していくために、評価者部課長である管理職の研修などにかかる経費である。

**問** 地域手当を創設する意味は。

**答** 人事院勧告では、民間賃金の低い地域を考慮して、全国で官民給与格差が一番大きかった北海道・東北地域の民間賃金水準に合わせるため、公務員の給料表水準が全体として平均4・8%引き下げられたが、地域手当は、民間賃金水準が高い地域には、その格差部分について、3%から最高18%の地域手当を支給し、官民格差を是正しようとするものである。

支給地域及び支給割合の指定基準は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による賃金指数95・0以上であることを基本として定めるもので、本市は賃金指数が96・3で3%支給地域に指定されている。

また、市外に出向、派遣する職員の地域手当は、その勤務地の指定条件により支給すること

になる。

**問** 男性職員が育児休暇を取得した場合の評価は。

**答** 男性職員には、妻の出産、育児参加、子の看護としての特別休暇制度がある。

そのほか、育児休業や部分休業という制度もあり、3歳に満たない子どもを養育している職員を対象としている。いずれの休暇の取得、休業、また職務復帰した場合によって評価をすることは考えていない。

## 安全サポーター

**問** ふれあい安全サポーターの募集状況と現サポーターからの要望は。

**答** 募集については広く、市報でお知らせしており、学校や児童生徒をサポートしていた点から、面接を行い、積極性、堅実性や、子どもが話しかけやすい雰囲気があるかなど考慮して、適任者を採用しており、出来るだけ市内採用を心がけたと考えている。

また、サポーターには、貸与品としてジャンパーやメッシュの夏用ベスト、帽子、腕章、笛

特殊警棒を支給しており、防寒着については支給していない。

また、人数の増員や燃料代等については、今年度の状況等を見て対応していきたい。



ふれあい安全サポーターの安全確保の風景

**問** ふれあい安全サポーターの巡回範囲を私立の幼稚園・保育園にも広げる考えは。

**答** 幼い子どもたちの安全を確保するためには、公立・私立の関係なく見守る必要があるため、早急に関係部署とも協議し対応していきたい。

## 学校教育

**問** 防災教育を実施する考えは。

**答** 「自他の生命の尊重」、「自然災害発生メカニズム」、「災害

の特性」、「防災体制の仕組み」を中心に、防災教育を進めており、具体的には、地震や火災を想定した防災訓練や避難訓練を、消防署の協力を得て年間を通し計画的に実施している。

安全教育全般では、火山噴火や地震発生の様子を知り、「部屋での対応」、「体育館での対応」、「地震と2次災害」、「予想される大地震」など、写真やビデオ教材を用いて、理解を深めている。

**問** 学校で赤ちゃんとのふれあい学習を実施する考えは。

**答** 小中学生が、乳幼児とふれあうことは、生命の尊重や思いやりの心を育てることにつながると思うが、よく考えてみる必要がある。

生命の尊重や、福祉について、主に道徳の時間や総合的な学習の時間において、学習しており、中学生の保育園における職場体験、高校生と小学生とのふれあい、看護師さんの体験を聞く、などの活動を行っている。

赤ちゃんにふれ、赤ちゃんを知ることについては、学校独自で実施可能かどうか検討しているが、フロム0歳プランに位置づけることについては、今のところ考えていない。

**問** 総合的な学習の評価と所見は。

**答** 総合的な学習では、「環境」「福祉」「国際理解」など、さまざまなテーマを設け、体験的問題解決的な学習を通して、自ら学ぶ意欲や態度を育成しており、太田小の「大いちょうタイム」や三和小の「ほたる保護活動」など、各校独自のカリキュラムにより、生きて働く力を身に付けている。

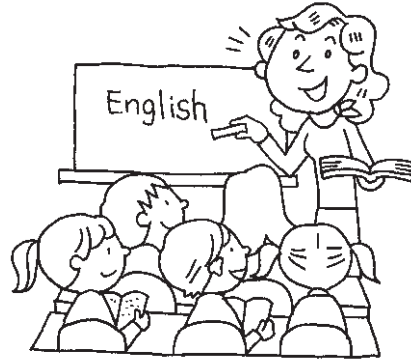
学力については、市では小学校5年生、中学校2年生を対象とした学力状況調査を行っており、国立教育研究所が実施する「教育課程状況調査」を活用し、全国レベルとの比較もできるようにした。昨年度の調査結果では、全国水準を上回る結果で、市の児童生徒の学力は決して低下していないと考える。

筋道を立て考える力や、文章を正確に読み取る力など、さらに高めていく必要があり、授業改革と指導力の向上に努める。

**問** 今後の取り組み方針は。

**答** 中央教育審議会を中心に学習指導要領について論議がなされているが、教科の授業時間数、小学校における英語活動の充実など、検討課題は多くあると考えている。

次年度に、仮称「小中の英語教育を考える会」を設け、英語教育のあり方を検討していくとともに、学習指導要領の改訂が見込まれる場合、その趣旨や内容に沿いつつも、学校や児童生徒の実態に立った、教育課程の編成に工夫を凝らし、地域に開かれた特色ある教育を一層推進していく。



**問** 全国統一学力テストに対する所感は。

**答** 市では国や県に先がけて、4年前から学力状況調査を実施し、その結果を公開しており、小学校も中学校も全国平均かそれを上回っている。

学力だけでなく、学習意識調

査、学習の基盤となる生活や意欲面での調査を実施し、指導に生かしており、今後は県の調査において、到達度を測ろうと考えている。

全国統一学力テストについては、詳細を検討してから決定する。

**問** 不登校児童、生徒の現状と取り組みは。

**答** 児童生徒の適応指導については、教育センター設立の平成4年には反社会的な生徒を対象に、翌年からは不登校の子どもを含め、国の教育相談事業に対応、平成6年からは不登校の子どもたちに、適応指導教室を設立して指導を継続してきた。

今年2月現在の不登校児童生徒は30名で、全く登校しない子どもは10名であり、当市の不登校の子どもは出現率は全国と比べ少ないのが実情である。

教育センターは、不登校0をめざして取り組んでいるが、課題は引きこもりや閉じこもりの生徒への対応で、大学生のメンタルフレンドを家庭へ派遣し、保護者の相談や学校との連携などを進め、可茂地区が一体となつてのサポート事業では、登山やスキーなどの体験活動を通して、大きな効果を上げている。

## 給食センター

**問** 建設のスケジュールは。

**答** 平成18年度では基本設計と厨房メーカー選定、実施設計にあわせ学校や給食センターにおける運営方法等の検討などを進め、平成19年度には本体等の工事着手、平成20年度には機器等の調整や新施設への移行準備を行い、同年9月の供用開始を目指している。

**問** 整備にあたっての留意点は。

**答** 乾いた床での調理作業を行うドライシステムの採用と安全な作業動線確保した衛生環境に配慮するとともに、現施設で対応が困難な米飯の炊飯や生野菜の提供ができるようにすることや、多様なメニューに対応できるように、磁器食器の採用を検討するなど、平成15年3月の学校給食センター検討委員会の答申にできる限り沿うように考えている。

これらの点のほかにも、新しい学校給食センターが児童・生徒達により安全でおいしい給食が提供できる施設となるよう整

備していきたい。

**問** 産地地消の推進は。

**答** 産地地消を円滑かつ安定的に行うため、生産者、JA、学校、PTA、給食関係者、行政が現状報告や情報交換を行うとともに、市内産農産物をより多く活用する方法の協議もしている。

また、学校給食センターでは、使用する農産物の優先順位を、第一に、安全・安心の農産物として県が生産登録する「ぎふクリーン農業の農産物」、第二に、「美濃加茂産」、続いて「可茂地区産」、「岐阜県産」、「全国」としている。

「ぎふクリーン農業の農産物」は、「健康で豊かな学校給食支援事業」の助成対象品目とし、県内農産物の供給・活用体制整備を図っており、昨年12月には、下米田園芸組合のキュウリも認定された。

平成18年度には、消費をさらに拡大するため、市内の野菜・果実も対象品目に加え、「学校給食地産地消推進事業」として見直しがされることから、関係課とも連携をとり地元農産物を積極的に使用したいと考えている。

## フロム0歳プラン

**問** 現在の活動状況と今後の課題は。

**答** 「みのかも教育21フロム0歳プラン」は、0歳から18歳まで、発達課題をしっかりと踏み育てる「ロングスパン教育」、すべての組織が連携を強化し肩を組んで取り組む「面による指導」、一人一人にわかる授業を進める「授業の改善」、の3つをポイントとして、平成15年度から実施している。

本年2月に開催した拡大推進委員会では、1年間のまとめを行うとともに、3年間の大きな成果と、次への課題が明らかになってきた。

地区の活動への子どもの参加と取り組みについては、公民館活動、クリーン作戦、敬老会、町民運動会などで、子どもが活躍しており、また、ロングスパン教育では、幼保小中高の連携として、美術作品の巡回、中学校から小学校への音楽訪問、小中共通の実践項目の設定など、さまざまな活動が進んでいる。

今後の課題は、組織の改善と

取り組み内容をはっきりさせることであり、小学校単位としては、これまでのように安心・安全の取り組みと学校の支援、中学校単位としては、教育内容を長期的に見通した取り組みである。

全体としては、仮想と現実とが区別できない子どもたちの出現など、「メディア」に惑わされずそれを生かし、健全な生活や健全な人間に育つよう、全体の取り組みの対象に「メディア」を取り上げる。

推進委員会には、より広く参加していただき、「家庭」「地域」「学校」の3部会制にして、役割をはっきりさせて取り組んでいく。

**問** 教師力、学校力、地域力の向上は。

**答** 教師力については「教育は人なり」という言葉に尽きると考えている。

フロム0歳プランの柱の一つに「学校における授業改革」があるが、これは、子どもたちに生きて働く確かな力を身に付けるべく、授業改革を行い、教師の指導力を高めることをねらい、使命感にあふれ、専門職としての自覚と力量を高めるよう、教育センターでさまざまな

講座を設け、研修を行っている。学校においては、めざす子ども像を明確にし、学校の教育目標を掲げ、それぞれに教育課程に工夫を凝らして、特色ある学校づくりのため、全教職員は共通理解と結束強化し、教育に取り組んでいる。

地域の教育力については、フロム0歳プランの「面による指導」に関連して、生きるモデルを示す、組織の連携を強化する、子どもの参加をうながすなど、地域ぐるみで健全育成が進められている。



**問** 事務局体制の強化と充実

**答** は。市役所内の12課が集まり

「フロム0歳プラン関係課長会」と「プロジェクトチーム会」を編成し、総合政策会議にかけて、推進しており、現在、事務局は学校教育課が担当している。

現在、一つの課においてできない事業は、ほとんどないと言ってもよいが、プロジェクトチームで相互理解を深め、組織強化と連携強化を進めていく。

## 介護保険

**問** 国民健康保険及び介護保険会費繰入金の今後の見通しは。

**答** 繰入金金の充当先としては、人件費の全額と、介護・医療給付費に対する義務負担分相当額であり、今後高齢化がさらに進む、介護・医療給付費も増加することが予想されることから、義務負担分に対する繰入金も増加することが考えられる。

高齢者福祉への繰入金金の軽減策については、介護・医療給付費が抑制できれば負担も減少することになる。

こうしたことから、介護保険でも介護予防が新たに加えられたが、市としても介護・医療の予防事業などに、今後も一層努

めていきたいと考えている。

**問** 介護保険の保険料が増額になる要因と影響を受ける方は。

**答** 保険料は、平成18年度から20年度までの3年間の介護給付費を推計して、基準額を現行の2,900円から900円引き上げ、3,800円にさせていた。いた。

主な要因としては、特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備による施設サービス、また、通所介護、通所リハビリ、短期入所介護や訪問介護等在宅サービスの給付が高齢者の伸びと相まって大きく膨らむものと考えられることである。

新第2段階市税非課税世帯で合計所得金額が80万円以下の方以外が増額になることから87.7%の方が増額となる。

**問** 低所得者の負担軽減制度の拡充は。

**答** 新たな減免措置は考えていないが、これまでどおり第1段階の老齢福祉年金受給者については保険料を100%減免し、サービス利用負担金の助成については、第1段階の方は施設・在宅サービスともに30%を、第2・第3段階の方については在宅サービスの30%を助成していく。

**問** 地域支援事業はどのように行われるのか。

**答** この事業は、介護予防事業、包括支援事業、任意事業の3つに大きく分かれており、地域包括支援センターが中心となつて事業を展開していくものである。

具体的には、健康課や高齢福祉係が中心となつて行つてきた個別事業を介護予防として実施し、また、任意事業では家族介護教室、認知症予防教室など現在行っている事業はこれまでどおりの実施を考えている。

**問** 地域包括支援センターの役割は。

**答** 公正・公平な立場において、①介護予防事業のケアマネジメント、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③被保険者に対する虐待防止・早期発見等の権利擁護事業、④支援困難ケースの対応などケアマネージャーへの支援を行い、地域住民の保健福祉を包括的に支援することを目的としており、これまでの実務経験を生かし、在宅介護支援センターの機能を拡充した形で包括支援センターの立ち上げを考えている。

市内を小学校区で東西に分割

し、古井、山之上、三和、下米田地区を東部地域、また、太田、山手、蜂屋、加茂野、伊深地区を西部地域として、2つの包括支援センターの設置を予定している。

なお、事務所については分庁舎を予定している。

**問** 地域包括支援センター運営協議会の設置は。

**答** この運営協議会は、地域包括支援センターが、公正・公平な立場において、円滑かつ適切な運営を図ることを目的とし、センター業務の法人への委託等の承認に関することや、年度ごとの運営状況の評価、収支決算のチェック等が主な業務である。

委員は14名で、介護保険の事業計画と一体的な判断を仰ぐため介護保険事業計画作成委員会と同じ構成員でお願いをしており、医療、保健、福祉の関係団体から選出させていただいている。

**問** 旧市街地に高齢者福祉施設を建設する考えは。

**答** 第3期事業計画の中では現在の施設において施設介護や在宅介護でのサービス量を賄えらんと判断しており、新たな施設整備の計画は盛り込んでいない

が、さらに高齢化が見込まれるため今後施設整備も必要と考え、検討に着手したい。



## 自立支援法

**問** 法施行によって影響を受ける人数、負担増額の試算はあるのか。

**答** 人数については、居宅サービスを受けるため受給者証の交付を受けられている方が、身体的、知的、児童で125人、施設入所は67人、精神障がいにより患者票の交付を受けられている方が336人に何らかの影響があると考えている。

また、負担増の試算について

は、新しい支給決定制度が導入され、障がい程度区分により支援の必要に応じたサービスが受けられることから、現在サービスを受けられている方が新制度の中でどの区分になるか把握ができず、現段階では費用負担の試算ができていない状況である。

**問** 入所・通所など、形態別の1カ月の負担額は。

**答** 国が示しているサービス利用者の月あたり負担の概算額では、自宅から通所施設に月22日通う場合、現行では所得税の課税(年収560万円)者は月額26,500円、障害基礎年金1級、2級受給者は0円であるが、新制度ではそれぞれ29,200円となり、1級、2級受給者で預貯金等が一定額以下の方は社会福祉法人減免及び食費軽減措置により12,600円と試算されている。

また、ホームヘルプサービス(日常生活支援)を月125時間利用した場合、現行では所得税の課税者は月額4,600円、障害基礎年金1級、2級受給者の方は0円であるが、新制度ではそれぞれ22,000円となり、1級、2級受給者で預貯金等が一定額以下の方は社会福祉法人減免及び食費等軽減措置により13,300円と試算されている。

また、18歳未満の方が知的障害児施設に入所した場合、現行では所得税の課税者は月額29,000円、市町村民税非課税者は2,200円となるが、新しい制度では課税者及び非課税者それぞれ76,600円となり、課税者は食費軽減措置により45,000円、非課税者は預貯金等が一定額以下の方は社会福祉法人減免及び食費等軽減措置により13,300円と試算されている。

社法人減免により1級受給者は12,300円、2級受給者は7,500円と試算されている。20歳以上で知的障がい者更生施設への入所の場合、現行では所得税の課税者は、月額53,000円、障害基礎年金1級受給者は49,800円、2級受給者は39,800円であるが、新制度では課税者及び1級受給者はそれぞれ81,000円、2級受給者は73,000円となり、1級、2級受給者で預貯金等が一定額以下の方は個別減免及び食費等軽減措置により、1級受給者は55,000円、2級受給者は41,000円と試算されている。

**問** 対象者に対する説明、通知の実施の有無は。

**答** 広報や市のホームページでもお知らせしたが、受給者証等の交付者は、全員に郵送により説明資料、申請書等の送付をしている。

**問** 負担軽減措置を行う考えは。

**答** 原則1割負担になっていくが、どの方でも負担が増えずにないよう負担能力に応じて限度額が設定されている。

限度額は、市民税の課税世帯では、月額37,200円、非課税世帯では24,600円、非課税世帯で障がい者の方の収入が年収80万円以下の方は15,000円、生活保護世帯は0円となっているが、さらに一定の要件により、きめ細かな軽減措置が講じられている。

**問** 小規模作業所などに対する財政支援を行う考えは。

**答** 法の施行により、平成18年10月から小規模作業所は地域活動支援センター事業等へ移行される。

本市では、太陽の家、ひまわりの家、ひかりの家、グリーンバードの4施設があり、現在は事業補助を行っているが、それ以外の事業内容等が異なることから、どの事業が対象となるのか確認作業を行っている段階であるが、スムーズ事業運営がで

きるよう支援していきたい。

**問** 地域生活支援事業の予算配分の内容は。

**答** 地域生活支援事業は、個々に実施されている自立支援や社会参加事業等を障害者地域生活推進事業として統合補助金化し、10月から移動支援事業等を含めた統合補助金として地域生活支援事業を創設していくこととしているもので、補助金の配分の考え方は、統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行わないとしている。

なお、法の中で市町村が取り組むべき事業が明記されているため、現行の事業の整理統合を図りながら地域生活推進事業に沿った事業推進を行っていくと考えている。

**問** 法の施行に伴う庁内の体制は。

**答** 法律の施行により、障がい者福祉における市の役割がより重要になってきたことを強く認識しており、万全な体制を整えたいと考えている。

## 少子化問題

**問** 市独自の支援策の創設研

究は。

**答** 平成18年度から地域の中で助け合いながら子育て支援する、在宅子育て支援事業を計画した。

この事業は、新生児を持つ親の、生まれて1歳までは外に連れて行けない、買い物や病院、検診時の世話が出来ないときなどに手助けして欲しいという声、あるいは育児不安に対する手助けとして、無料のファミリーサポート券を配布し、子育て支援を図っていくこととするものである。

今後、市民・地域からの意見や要望をお聞きしながら、関係機関などとも連携調整し、支援策を研究していきたい。

**問** 子育て支援対策の充実は。

**答** 平成17年度は、次世代育成支援対策関係係長会を健康課・まちづくり推進室・社会教育課・学校教育課・児童課で開催し、事業の進捗状況の確認や次年度の取り組みなど連絡調整を行っており、今後もこのような方法で会議を持ち、庁内の連携を密にしていきたい。

**問** ノーバーティーズ パーフェクト(完璧な親なんていない)事業の導入は。

**答** 子育てについて、いろいろな悩みや関心をもつ若い親が多くあることから、市では市内の支援センターや児童館、乳幼児学級等で、0・1・2歳の年齢ごとの教室を開催している。

また保育園では、保護者が自分たちで学習する内容を計画するガヤガヤ会議、子育てを学ぶあうひよこの会を設けている。

今後、親同士が支え合う親教育として、現在のような方法で、内容等を検討しながら行っていきたいと考えている。

**問** ファシリテーター(※)を養成する考えは。

**答** 現在も職員を研修会等に参加させて子育て支援に対応しているが、さらによりサポートをするために、職員研修も今以

上に必要であると認識しており、今後、ファシリテーターとなる研修も視野にいれ、検討していきたいと考えている。

(※)注)活動が容易にできるような支援し、うまくことを運ぶようにする推進役

**問** 管内の産院が不足する中で行政の対応は。

**答** 全国の病院で、産婦人科医が不在になり、分娩数の制限や業務停止を余儀なくされている現状であり、地域の医療を担う医師の養成や確保は全国的な課題であると認識している。

人々が安心して子を産み、育てる環境を整備していくことは大変重要な施策であり、産科や小児科の充実が定住人口の増加など、市の発展を図る上でも重要な課題の一つであると考えている。

医療機関とも十分な連携を図り、行政として医師確保に協力したいと考えている。

**問** 出産育児一時金の引上げは。

**答** 今回の医療制度改革に伴い、国民健康保険出産育児一時金の国の基準が、本年10月から現行30万円が35万円に改正されれば、議会に補正予算と条例改正をお願いし、同月から実施したいと考えている。



## 保育事業

**問** 太田第一保育園の一時保育の利用状況と課題は。

**答** 一時保育の充実を図るため、平成17年度は太田第一保育園に拠点を移し、一時保育専用室を設けたことで、落ち着いた保育ができ、利用者にも好評であり、利用者数は平成18年2月末現在で、1,028人となっており、内訳として、4時間以内367人、4時間以上661人となっている。

利用者の状況は、仕事での利用が多く、他にリフレッシュにも利用され、9月以降は、0歳1歳児の利用が増えてきたため、職員体制の強化が課題となってきた。

**問** 定員を増やす考えは。

**答** 最近未満児の利用が増え、7割以上を占めるようになってきていることから、平成18年度より保育士を3名にして、要望に答えられるよう保育体制を整えていく。

平成17年度は、利用が6名以上あった日が71日、10名以上あった日が7日だったことか

ら、現在のところ場所の拡大は考えていないが、今後、利用状況の推移を見ながら、対応していきたい。



太田第一保育園

**問** 保育料の軽減は。

**答** 保育料は、保護者の前年の所得税額により決定しているが、平成17年度の配偶者特別控除の一部廃止など所得税法改正により税額が上がり、それに伴って平成17年度の保育料が上がった方もある。

平成18年度については税法改正による保育料の上がり幅を少しでも緩和できるように、階層区

分Dの所得税額と保育料の引き下げを行い、その結果、国の基準に対する軽減率は、平成18年度の所得税の状況によるが、23%程度になると推計している。

**問** 幼保一元化は。

**答** 保護者の選択肢を広げ、発達段階に応じた一貫した方針に基づき教育・保育が可能になるなどの効果が期待できるが、その際、留意しなければならぬ事項もあるため、導入にあたっては課題や問題点の検証を行うっていくことが必要である。

また、国のモデル事業として実施されている施設の実態や運営上の問題など、十分に把握する必要があり、幼児期の子どもたちを、「守り」「育てる」面では同一である幼稚園と保育園が、それぞれの経歴と実績を持ち寄って、幼児期をより有意義に過ごす、新しい子育て制度として検討していく。

**問** 民間移管の考え方は。

**答** 行政として民営化を進める目的は、厳しい財政事情にあつて経費の節減・スリム化を図ることが目的であるが、本市の場合には必ずしも民営化することが経費節減につながるという状況にはないが、大規模な施設

設築時の投資費用を考えた場合、民間移管も視野に入れ検討することは必要と考えている。

## 福祉

**問** 成年後見制度の導入。

**答** 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分の方の財産管理や悪徳商法の被害にあわれることも考えられるため、その把握に努め、特に一人暮らしの方々へは細心の注意を払っているところである。

現在、こういった方々の相談については、社会福祉協議会が行っている権利擁護事業や心配ごと相談などで対応をしている。

**問** ウェブ・アクセシビリティ実現への取り組みは。

**答** ウェブ・アクセシビリティとは、情報がどの程度多くの方に利用可能かわらわすものと聞いている。

本市では、文字サイズの変更、音読読み上げに対応した設計、色を見やすくするソフトの添付、英語やポルトガル語のページや子育て掲示板を用意している。

また、広報紙については、作成にあたり市民レポーター等も

参画いただき、市民の視線での考える広報づくりを心がけているところである。

なお、現在、視覚の障がいをお持ちの皆様を対象として、希望される方に「声の広報」として、音訳奉仕の会「鼓動の会」の皆さんのご協力をいただき、広報みのかもの音訳版カセットテープをお届けしている。

**問** グループホーム等の防火安全対策は。

**答** 市では、総合福祉会館を初め福祉施設の防火安全対策は常に注意を払っているが、再度安全確認を行った。

グループホーム等の施設は、県の所管になっており防火安全対策の徹底について指導がなされている。

また、可茂消防事務組合でも市内のグループホーム等6施設の消防設備について点検が行われ、消防訓練を行うよう指導を行ったという報告を受けている。

## 健康増進

**問** 温水プールを整備する考えは。

**答** 現在、市内に温水プール

を設置する民間施設が一カ所あり、これからの高齢社会を考えると、健康の保持・増進はますます重要となり、施設利用の需要も増えてくるものと思われる。

このため、第4次総合計画の中で「健康増進施設の誘致」を掲げ、現在、調査・研究に取りかかっているところである。

**問** 自治会公民館の受動喫煙防止策は。

**答** 市内94の自治会公民館・集会所を有する、83の自治会の管理者の方に、禁煙と受動喫煙防止を呼びかけるポスターを配布し、施設に掲示いただくよう依頼したところである。



禁煙と受動喫煙防止を呼びかけるポスター

## 住居表示

**問** 住居表示の実施状況は。

**答** 昭和41年1月の市議会の

議決で、住居表示を実施すべき市街地の区域と定められた中で、現在、山手町、大手町、西町、前平町、太田町及び古井町下古井は、住居表示が実施されていないが、これは、昭和43年

7月から第一次、第二次住居表示の実施を経て、第三次住居表示整備事業を進める中で、新町名の集約調整を継続実施しても、なお長期化が予想され、かつ、住民の意思を尊重し慎重に行う必要があると考え、早期実施は困難であるとして見送られ、今日に至っている。

古井小北及び薬師下諏訪の土地区画整理地域の住所設定については、既に住居表示実施区域であり、表示の方法は、何丁目何番何号となるが、区域に隣接した住居表示実施済の住宅等も多くあり、表示がこれらとできる限り整合するよう実態を見極め、設定についてはできる限り工夫したいと考えている。

## 国民年金

**問** 国民年金の加入・収納状況は。

**答** 平成18年1月末の被保険

者数は、12、172人となっており、平成17年4月分から12月分までの保険料の納付率は、74.75パーセントとなっている。

## フェロシルト

**問** 昨年6月にフェロシルトが確認されたからの市の対応と今後の調査確認は。

**答** 昨年6月に、約58tのフェロシルト搬入が判明した際に、中濃地域振興局とともに当該業者に対して、ほかのフェロシルトの存在について、確認したが「ない」との報告であり、市としてもその報告結果を信用し、市内にはないと判断していたが、今回のフェロシルト搬入が判明し、まことに遺憾である。

今後は、岐阜県の調査情報や他市の情報の収集をはじめ、中濃地域振興局と連携して、これまでも実施してきた廃棄物不適正処理防止パトロールや、ヘリによる空からのパトロール等による巡回を実施しながら、調査・監視活動を強化していきたいと考えている。

また、フェロシルト問題に関

する市民の不安に対しては、今後、広報やホームページ等で情報提供をしていきたい。

**問** 発見が遅れた理由は。

**答** 今回の本市へ搬入されたフェロシルトについては、岐阜県が流通経路の調査を進める中で、フェロシルト搬入が判明したものであるが、市としても当該業者に対し、説明を求めたところ、事務所と現場の連絡不十分と上司への報告欠如が原因で、当該業者からの報告が遅れ、発見も遅れたということである。

**問** 土壌検査結果におけるホウ素の検出について。

**答** 2月13日の県の公表にあったように、牧野・蜂屋地区のフェロシルトを含む改良土の検体から、六価クロム、フッ素、ホウ素が、いずれも土壌環境基準を超えた最も高い数値で検出されている。

ホウ素とフェロシルトとの因果関係ははっきりしないが、こうした結果から、ホウ素についてもフェロシルトから溶け出た可能性はあると思われる。

**問** フェロシルトの撤去責任と撤去の見通しは。

**答** 石原産業(株)の責任はむろんのこと、改良土製造業者も結果として、有害なフェロシルト

を含む改良土により、近隣住民の生活に大変な不安を与えていること、また、フェロシルト搬入についての報告の遅れが、発見と対応の遅れを招いていることは事実であり、当該業者も石原産業(株)とともに協力して、撤去を行う責任はあると考えている。

去る3月7日に開催された牧野区主催の住民説明会において、石原産業側から撤去時期についての発表があり、牧野地区・蜂屋地区の2カ所については、最終処分場が1、2カ所確保できる目途がついたことで、遅くとも今年の8月には撤去作業に取りかかり、今後、さらに処分場が確保できれば、8月より前に撤去作業を行うとのことである。

また、撤去は石原産業(株)と当該業者間で協議しながら進めるとのことであり、撤去には約2カ月の期間がかかる予定であると聞いている。

岐阜県に対して、1日も早い措置命令を出していただくよう、強く要望していき、また、石原産業(株)に対し、最終処分場の確保に全力を上げるよう要請しており、1日も早く撤去に着手し、早期に撤去が完了するよう、強く働きかけていきたい。

**問** 汚染防止対策と定期的な環境測定の実施は。

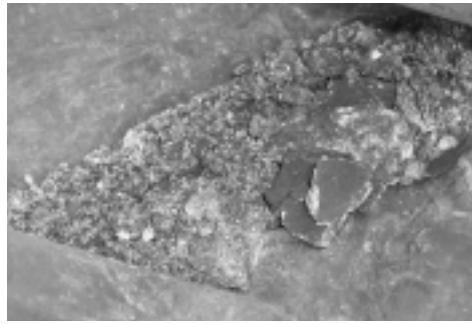
**答** 汚染防止対策については、完全撤去されるまでの間、飛散・流出防止の対策として、現在、改良土全体をシートで覆っており、環境測定については、去る2月20日から5日間、改良土保管場所を中心とした半径500m以内にある井戸水検査を実施し、その結果、牧野地区・蜂屋地区で採取された合計115件の井戸水については、六価クロム、フッ素及びホウ素は、いずれも環境基準に適合しているとのことであった。

今後の地下水調査については、500m半径の地下水系の末端1カ所の井戸を選定し、3カ月に1回の採水・検査を行い、撤去後も2年間にわたり継続監視を続けることになっている。

土壌汚染調査については、去る3月7日に牧野・蜂屋両地区の改良土保管場所に隣接する、計17筆の土地の土壌を採取し、土壌への影響を調査したが、この調査の結果が判明するには、約1カ月を要し、検査結果で汚染が確認された場合には、さらに隣接する土地へと範囲を広げ、調査を実施することにな

っている。

また、フェロシルトを含む改良土が全量撤去された後には、改良土の置かれていた土地の汚染を確認するため、土壌を採取して検査を行うことになっている。



改良土に混入していたフェロシルト

## アスベスト

**問** アスベスト含有量が1%未満の公共施設の対策は。

**答** 本市の公共施設、全175施設の内、天井等の吹付け被覆材で、接着材とともに、微量のアスベストが含まれている施設が、24施設有り、その内アスベストの含有量が1%を超えるものは4施設、1%未満が20施

設となっている。

アスベストの含有量が1%を超えるもので劣化の高いものから順次、除去工事を行っているところであるが、平成17年度は17施設の除去工事を行っており、18年度からは1%未満の施設を中心に除去工事を計画している。

非飛散性アスベストの除去については、順次行い、アスベスト関連の除去工事は、平成19年度までの3カ年で完了したいと考えている。

**問** 平成17年7月1日施行された石綿障害予防規則は市内の建物解体現場で遵守されているのか。

**答** 建築物の解体等の作業における対策強化、石綿等が吹き付けられた建築物等における措置その他の取り扱い作業について規則で強化され、市では、指導機関である関労働基準監督署や、中濃建築事務所と連絡を取りながら対処しており、住民からの問い合わせにも、同様に対応している。

**問** 火災現場での対応は。

**答** 石綿を含む建材等を解体する場合には、石綿障害予防規則により、飛散を防止するために、湿潤化、いわゆる水分を十

分含ませてから、処理しなければならぬとされている。

火災現場では、燃えている場所、また、被害の拡大を防ぐために、その周りにも放水して鎮火させるため、仮に石綿を含む建材等があったとしても、消火活動中に飛散する可能性は極めて少ないと考えている。

また、消防団員に対する安全教育については、団員講習会等において指導しており、今後も引き続き行っていく。

## 中心市街地活性化

**問** まちづくり三法に対する所見は。

**答** 今回の改正により、郊外型の大型商業施設の出店を広域的な見地から抑制し、隣接する都市との商圏の重複を避けるとともに、少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、分散した都市機能をまとめることで行政コストを抑えたまちの活性化につながることを期待している。

**問** 中心市街地活性化基本計画の進捗状況は。

**答** 計画の中の「中心市街地活性化に向けた一体的推進に関

する事項」で、事業推進にあたっては、それぞれが持つ特性やノウハウを効果的に結びつけて進めるよう役割を定めており、市の役割としては、都市基盤・施設整備事業として、NPOの活動拠点と歴史的な町並み再生のための修景事業、ハード整備として、太田宿中山道会館の建設、また国・県等との協力・連携して、空き店舗活用事業を進めてきたが、民間集合住宅等の整備やTMOの活動拠点等の整備については、まだ着手に至っていない状況である。

まちの活性化には、商業だけでなく住宅や病院・銀行・公共施設などいろんな役割を持った機能が集まり、それに必要なインフラも含めたまちづくりが大切であり、事業者・市民・NPOなどの方々との視点を取り込むなど、多様な民間関係者の参画を得て、個性的なまちづくりに取り組んでいきたい。

**問** 名鉄パレ撤退後の動向と対応は。

**答** 現在は、名鉄の不動産管理の会社が財産処分(遊休地処分)のため売却先を探している」と聞いている。  
売却先の業種等を限定せず営業活動を行っているが、用地が



幹線道路に面していないことなど地理的に不利な面もあり、なかなか話が進まない状況とのことである。

市としては、周辺の道路状況等立地条件としては大変厳しいが、民間による活用に期待したいと考えている。

## 都市整備

**問** 都市計画マスタープラン第1回まちづくり懇話会の開催内容は。

**答** 都市計画マスタープランは、市の土地利用・都市基盤の都市計画に関する基本的方針を定めるもので、重要な政策と位置づけており、現在、5カ所の会場で、都市計画マスタープランのまちづくり懇話会を開催している。

懇話会では、都市計画マスタープランの役割、見直しの背景や見直し検討にあたっての視点、『人にやさしいまちづくり』の実現に向けた市の課題として、少子高齢化の進行などの社会情勢の整理、人口、産業、土地利用や交通など現況特性について説明し、将来のまちづくり

の意見や提言を伺っている。

**改正都市計画法について。**

**問** 市の建設に関する基本構想の第3次国土利用計画の中で、都市的な利用、農振農用地の位置づけなどがされており、駅北地区の農村活性化土地利用(商業団地)構想で認定された区域は約23ヘクタールとなっているが、商業施設の撤退時のルールづくりについては考えていない。

**コンパクトシティ論における小学校建設は。**

**答** コンパクトシティ(集約的都市構造)論は、都市の計画哲学であり、現実の都市形態を何らかの形で圧縮、あるいは、移築するものではなく、今後の都市計画の方針において、無意味な拡大政策をいましめる考え方もあり、今後議論検討される必要があると思われる。

都市部の中心に公共施設や住宅が整備されることは、まちの活性化において非常に効果的であるとは考えるが、小学校を移築・新築すること等は、校舎建設や用地費の財政的対応も問題となるため、現在のところは考えていない。

**安全な都市公園の整備・再生は。**

**答** 都市公園は、誰もが安全、

安心して、利用できるものでなくてはならないと認識しているが、低木、高木が混みすぎて、見通しの悪い箇所が見受けられる。

特に、子どもに対する犯罪が増えてきているため、低木、中高木の刈り込み、枝払い等必要な対策を講じていきたいと考えている。

また、前平公園等、8カ所の都市公園については、現地調査をし、フェンスの補修、低木の刈り込み等、出来るものから順次、必要な措置を講ずるよう指示している。

## 道路整備

**問** 神明森山線の整備計画とその見直しは。

**答** 平成17年度に事業着手し、平成18年度から20年度にかけて用地買収、20年度と21年度にかけて工事を行い、22年3月末に完了の予定をしている。

総事業費は約18億円で財源内訳は、国庫補助事業10億円、地方事業債7億6千万円、一般財源4千万円であり、平成17年度の予算額は、4千万円となっている。

また、東図書館から東への街路については、近くに、山手線や、国道41号線がほぼ併走していることで、道路網の機能が十分に保たれていると判断し、計画を廃止した。

**問** 西畑正理線の整備計画とその見直しは。

**答** 平成15年度から事業に着手し、平成16年度と17年度にかけて用地買収を行っており、昨年の12月には一部工事を発注し現在施工中であり、完成は、平成19年度を予定している。

総事業費は約23億円、国庫補助事業13億円、地方事業債9億6千万円、一般財源4千万円であり、平成15年度実績は6,600万円、16年度は11億2,511万円、平成17年度の予算額は8億2,100万円となっている。



整備に着手した西畑正理線

**問** 下則友南坂線の整備は。

**答** 現在、用地取得が進んでいない一部の区間が未整備となっているが、自動車の円滑な通行や、歩行者の安全対策から整備は必要と考えており、今後、用地の取得に向けて努めていく。

**問** 国道41号交差点から市道山手線までの整備は。

**答** 森山町3丁目地内の国道41号線と県道野上古井線との交差点改良は、国において平成18年度に設計、県においては19年度に事業化と伺っており、まずは交差点改良の早期の完成をお願いしているが、この交差点から市道山手線までの県道山之上古井線の整備については、引き続き県に要望していく。

## あい愛バス

**問** 市民の要望をどのように把握しているか。

**答** これまでに、①車内でのアンケートや聞き取り調査、②ホームページでの意見欄、③岐阜バスコミュニティの乗務員からの聞き取り調査、④自治会要望などの方法を用いて、市民からの声を収集している。

**問** 運行方法の見直しは。

**答** あい愛バスの課題は、①利用者の利便性の向上、②運行の非効率性、③採算性、④利用者の減少などであり、今日まで、いろいろな改善に努めてきたが、運行を開始して5年が経過したため、これまでにいただいている多数の意見を参考に、平成18年10月をめぐりに、路線ダイヤについて見直す計画である。

**問** 祝日は運休できないか。

**答** 現在、あい愛バスの運休日は、日曜日のみで、月曜日から土曜日まで毎日運行しており、この内、祝日の利用者は、全体の1・4%となっており、利用者も少ないため、今年度の見直しの中で検討していきたい。

## 下水道水洗化率

**問** 水洗化率の向上策は。

**答** 本市においては、流域関連公共、流域特環、蜂屋川公共、蜂屋川特環の下水道事業及び、農業集落排水事業により、四次総にある全市下水道化構想に向け事業を推進し、今日まで順調に工事を進めることができた。

平成17年度は、なお一層の水洗化率向上に向け、供用開始後3年を経過した未接続家屋を対象に戸別訪問を実施し、その結果、本年2月末までに、戸別訪問によると思われる137軒が下水道へ接続し、全体で1・02%の水洗化率を向上することが出来た。

今後も、下水道事業の趣旨を理解していただき、さらなる水洗化率の向上を目指し、生活環境の改善、及び公共用水域の水質改善を図っていきたい。

## 駅北開発

**問** 美濃太田駅北地区の開発は。

**答** この地区は、第4次総合計画で「新都市軸駅北発展核ゾーン」と位置づけられてきた重要な地区であり、地区にふさわしい、安全で人に優しいまちづくりが必要と考え、昨年度から開催している説明会では、都市計画の位置づけを明確にし、用途地域や地区計画の規制、また道路などの整備を進めることを提案してきた。

平成18年度には、「駅北地区のまちづくり策定協議会」を立ち上げ、アンケートや計画、法令等を基に、まちづくり計画を地域住民の方々と考えるところで計画決定の延期を行った。



出店が続く駅北地区

## 工場誘致

**問** 工業団地の計画は。

**答** 企業誘致は、本市の活性化と将来の街づくりにとって非常に重要な政策であると考えている。

現在、中部台地地区で積極的に企業誘致を進めているが、14区画中13区画は契約締結し、残る1区画についても協議中である。

本市は、東海環状自動車道や国道41号バイパス等の幹線が整備されており、企業の生産、販売活動にとって非常に有利であり、これらの地理的な優位性を最大限に活用し、今後も企業誘致を積極的に進めていきたい。

新たな企業誘致ゾーンについて具体的な計画を策定するため、平成18年度において基本構想策定に関する予算を計上し、ゾーン周辺のアクセス道路等の計画についても都市計画マスタープランにおいて明確な位置づけをしていきたいと考えている。

**問** 企業誘致の具体的な対策は。

**答** 最近の企業進出のポイントには、敷地の立地条件に加えて、進出に伴う各種法令手続き等について地元行政の専門的な支援を受けられることが大きな要素になっており、全面的に協力してくれているという安心感が重要となっている。

今後の企業誘致についても行政側から積極的に企業を訪問する等、パートナーとしての立場を強くPRしていくことが重要と考えており、市長としても、これまで以上に築き上げた全国的な情報ネットワークを駆使して積極的に企業誘致を進めていきたい。

## 農業を考える

**問** 後継者の育成は。

**答** 農業就業者の高齢化が進む中で後継者問題は、大きな課題であり、市においては、現在農業の担い手として、認定農業者68名を認定し、新規の担い手の育成に努めているが、現状は厳しく現在の認定農業者も高齢化が進み、担い手の増加に至っていない。

このような中で、昨年の11月に農地を管理できない農家から借りて、稲作や野菜作り、田植えや刈り取りの農作業を受託する農協出資の農業生産法人が設立され、業務が開始されており、市の農業の一翼を担っていただけると期待している。

現在集落ごとに座談会を、実施中であり、自らの集落の問題ととらえ、今後の各集落の営農のあり方について検討をお願いしているところであるが、会社に勤めながら農業を行う団塊の世代の多くの兼業サラリーマンも退職が迫っており、一部は、担い手として、就業されると考えているが、今後も、育成に努めていく。

**問** 特産業の育成と産地育成は。

**答** 市の主な特産品としては、山之上地区の柿や梨、蜂屋地区の蜂屋柿、市内全域で生産される栗などがあり、現在まで、苗の購入や生産機械施設に対して助成し生産振興に努めている。

今後は、情報を利用してのブランド化を図るとともに、加工のできる原材料的な栗や現在飛驒に出荷され赤カブに加工されているカブなどを使用し、付加価値をつけた形での特産品の研究も必要と考えている。

**問** 地産地消対策は。

**答** 現在市内には、農協が運営する3つの産直施設があり、多くの人に利用されている。

また、可児市には、可茂地区の市町村が運営する公設市場があり、いずれの施設も農家にとっては、手軽で身近な出荷場所として活用され、地産地消に貢献している。

市では、これまで、はざかい期対策として、簡易なビニールハウス建設や直売施設の建設に助成して生産振興に努めているが、今後とも支援していきたいと考えている。

農業には、農作物の栽培による国民への食物の供給のほか

に、多くの多面的機能があるといわれ、この機能の健全な發揮のためにも耕作放棄地の解消も問われておりますが、1農家あたりの経営規模も小さく、また1枚あたりの面積も小さいことが、日本の農家の特徴であり、

今回の改革で諸外国との条件格差是正対策が打ち出されたように、農業も経営として成り立つことも今後は重要と考えている。

食料・農業・農村基本法の施行による経営安定対策の周知に努めているが、本市は、南部、中部、北部など地区によって大きく経営条件が異なり、地区、集落により取り組み方も異なっていると考えている。

米政策をはじめとして、今後は、生産者と生産者団体へ事業が移行する中で、農協と連携をとりつつ助言と支援をしていきたい。

**問** 品目横断的経営安定対策に対する所見は。

**答** この対策は、一部の農家に限定されるものの、農業で生活する農家にとって、一定の所得を補償する制度は、安心して農業に取り組むことが可能となり必要な制度と認識している。

**問** 農家に対する説明の進捗状況は。

**答** 現在まで、農業委員会や水田農業推進協議会などの各種団体の会議などで説明を行っているほか、農業委員会便りや農業支援センターだよりなどの広報誌により周知を図っている。

また、農協においても、各集落で開催中の座談会で説明が実施されているほか、農協の広報誌や農業新聞の特集号などを利用しても、啓蒙されている。

制度は、概要が発表されたものの、具体的な補てん金や補助金額は、19年度の予算編成時までに発表するとされており、全体像が見えないなどの問題点も指摘されているが、今後も新しい情報の収集に努め、事業の周知を図っていく。

**問** 本市の農業全体に与える影響は。

**答** 作物が、土地利用型の米、麦、大豆などに限られ、野菜や果樹類が対象にならなかつたことや、米政策として、平成21年までの3年間と限定され、稲作農家を対象とする産地作り交付金制度や農協出荷の米に対する価格補償制度も残ることから、急激な影響はないと考えている。

この機会に、各農家、集落が自らの問題ととらえ、十分な討議のもとに地区農業をご検討し

ていただくのが、重要と考えている。

**問** 耕作放棄地について。

**答** 市内の耕作放棄地は、山之上や蜂屋地区の北部の山間地に多くあるが、一部は、土地改良事業の完了した平たん地にもある。

農業委員会では、委員による調査や台帳の作成、土地所有者への適正管理の依頼などを行っている。

現在まで、展示圃を設置して大豆やコスモスなどを栽培してきたが、従事者の高齢化、相続による遠方所有者の増加と農地の分散化などにより、新たな耕作放棄地の発生も見られ、なかなか減少に至っていないが、今後も地道に解消に努めていく。



## 議会日誌

### 2月

15日 経済活性化特別委員会行政視察（掛川市也）  
全国高速自動車道市議会協議会定期総会（東京）  
16日 広域行政圏市議会協議会総会（東京）

21日 行政改革推進特別委員会行政視察（羽島市）  
27日 中濃地域農業共済事務組合議会定例会（関市）

### 3月

3日 議会運営委員会  
可茂地域一部事務組合協議会（可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合）  
6日～24日 市議会第1回定例会

28日 美濃加茂市・富加町中学校組合議会（富加町）

### 4月

18日 東海市議会議長会定期総会（静岡市）

### 5月

15日 議会運営委員会

## 可決された意見書

### フェロシルトの早期撤去に関する意見書

本市及び県内各地においては、産業廃棄物であり、放射線も懸念される埋め戻し材「フェロシルト」が埋め立てや野積みになされ、岐阜県の調査によれば、本市牧野及び蜂屋地区については、基準値を超える環境汚染物質が検出されている。

また、本市の当該地区には、付近に住宅地があり、多くの市民が生活し、井戸水を利用している世帯もあるため、市民は、六価クロム、ふっ素及びぼう素あるいは放射線による人体や農作物への影響について、強い不安を抱いている。

このような状況の中で、岐阜県は、製造業者による撤去に向けた確に対応されているが、今後は、現在各地で行われている「フェロシルト」の撤去作業が長期間に亘ることも懸念されている。

よって、岐阜県におかれては、県民の安全、安心な生活環境を確保するため、本市牧野及び蜂屋地区に野積みされている「フェロシルト」の全量撤去について、一刻も早く実現するよう、措置命令等の行政処分を発出するとともに、総力を上げて対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月6日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 岐阜県知事

### 道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連社会資本のひとつとして、住民の日常生活や経済社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために整備されるべきものである。

特に、本市においては、地形的な条件から自動車交通への依存度が高く、災害対策の点からも、道路整備が重要な課題となっている。

こうした中、道路特定財源について一般財源化する動きが見られるが、道路整備計画の全般的な点検と見直しをしたうえで、道路整備を緊急かつ計画的に行うためには、道路特定財源の確保は必要不可欠であり、一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すべきものである。

よって、国におかれては、道路特定財源制度を堅持するとともに、その財源を遅れている地方の道路整備に重点的に充当されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣 経済財政担当大臣

### 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

「進行性化骨筋炎」は、「進行性骨化性線維異形成症」とも呼ばれ、身体の筋肉等が骨に変化し、その骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を及ぼす病気である。

この病気は、約200万人に1人の割合で発病するとされているが、未だ原因が解明されておらず、難病への指定や治療方法も確立されていないのが現状であるうえ、医療費支援等を受けられず、患者や家族にとっては、精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国においては、「進行性化骨筋炎」を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官

議会を傍聴してみませんか？

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。 ☎ 25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

**6月5日**から開会予定です。

(一般質問は、13日、14日です。)